

第22期 定時株主総会 招 集 ご 通 知



日時

2025年6月26日（木曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

場所

東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9F
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンターRoom H

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役2名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役の報酬額決定の件 |
| 第6号議案 | 監査役の報酬額決定の件 |

議決権を有効に行使いただいた株主の皆様には、株主様お一人につき
QUOカード（500円分）を後日郵送にてお送りさせていただきます。



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/3825/>



抽選で電子チケットが当たるプレゼントキャンペーンを6月30日まで実施中！



株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
当社第22期定時株主総会を2025年6月26日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。
当社の株主総会は、会場にご来場いただく以外に、インターネットによるライブ配信によって、より多くの株主の皆様が株主総会にご参加いただける体制を整えておりますので、是非、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

2025年6月
代表取締役社長 C E O 高橋 由彦

目次

■ 定時株主総会招集ご通知	1
■ 議決権行使についてのご案内	3
■ 株主総会ライブ配信についてのご案内	5
■ 株主総会参考書類	9
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 取締役6名選任の件	
第3号議案 監査役3名選任の件	
第4号議案 補欠監査役2名選任の件	
第5号議案 取締役の報酬額決定の件	
第6号議案 監査役の報酬額決定の件	
■ 事業報告	24
■ 連結計算書類	49
■ 計算書類	67
■ 監査報告書	76

証券コード 3825

2025年6月11日

(電子提供措置の開始日 2025年6月4日)

株 主 各 位

株式会社リミックスポイント

代表取締役社長CEO 高橋 由彦

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第22期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.remixpoint.co.jp/ir/shiryo05/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスいただく場合には、「銘柄名（会社名）」に「リミックスポイント」又は「コード」に当社証券コード「3825」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

当日のご出席に代えて、書面又は電磁的方法（インターネット等）のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2025年6月25日（水曜日）午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

なお、本総会において議決権を有効に行使いただきました株主様に対しては、後日QUOカード（500円分）を郵送にてお送りいたします。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9F
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンターRoom H

3. 会議の目的事項 報告事項

1. 第22期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第22期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 補欠監査役2名選任の件
第5号議案 取締役の報酬額決定の件
第6号議案 監査役の報酬額決定の件

以上

- ◎ 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願いいたします。
 - ◎ 代理人がご来場の場合は、議決権行使書に加えて委任状をご提出ください。なお、代理人は、当社の議決権を有する株主様1名に限らせていただきます。
 - ◎ 株主様ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
 - ◎ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象のうちの一部であります。
 - ・事業報告のうち「会社の株式に関する事項」「その他新株予約権等に関する重要な事項」「業務の適性を確保するための体制」
 - ・連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・計算書類のうち「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - ・監査報告書のうち「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書」「会計監査人の監査報告書」「監査等委員会の監査報告書」
- なお、ご送付している書面の項番の記載は電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承ください。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

本総会におきましては、書面又はインターネット等により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会へのご出席



お手数ながら、本冊子をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2025年6月26日(木曜日)
午前10時

書面の郵送



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年6月25日(水曜日)
午後6時30分到着

インターネット等



パソコン又はスマートフォンから、次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月25日(水曜日)
午後6時30分まで

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネットによる事前ご質問の受付について

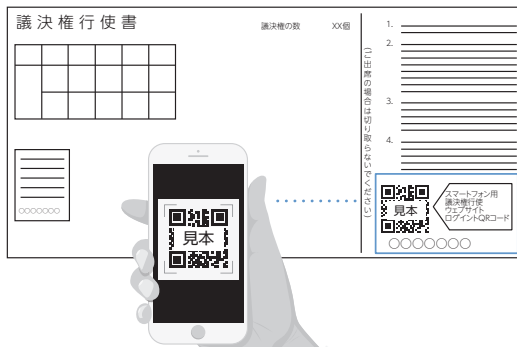
本総会の目的事項に関する株主様からの事前質問をお受けいたします。
ご質問を希望される株主様は、「議決権行使書」をお手許にご用意のうえ、当社お問い合わせフォーム(<https://www.remixpoint.co.jp/contact/>)にアクセスしていただき、所定の事項及びご質問内容をご入力ください。
回答につきましては、当社ウェブサイト(<https://www.remixpoint.co.jp/ir/shiryo05/>)に掲載させていただく予定です。

インターネット等による議決権行使について

QRコードを読み取る方法

ログインID及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 お手持ちのスマートフォン等にて、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



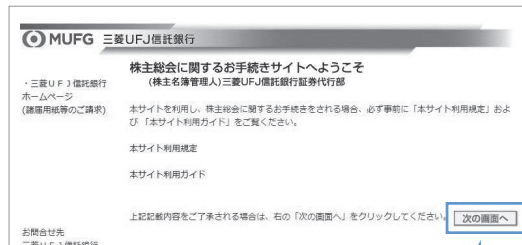
ご注意事項

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金、通信料金等)は、株主様のご負担となります。

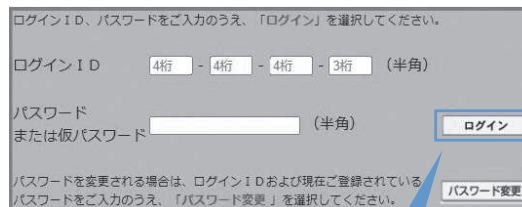
ログインID・仮パスワードを入力する方法

1 議決権行使サイトへアクセスする

<https://evote.tr.mufg.jp/>



2 お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)
電話 **0120-173-027** (通話料無料)
(受付時間 9:00~21:00)

【株主総会ライブ配信についてのご案内】

株主総会当日にご自宅等からでも株主総会の様子をご視聴いただけるようインターネットによるライブ配信を行います。ライブ配信へのご参加では議決権行使を行うことはできません。そのため、ご参加の株主様は、書面又はインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。

株主総会ライブ配信につきましては、株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」をご利用いただきますようお願い申し上げます。

※ 本サイトの公開期間は、本招集ご通知到着時～2025年6月26日となります。

1 株主総会ライブ配信日時

2025年6月26日（木曜日） 午前10時から株主総会終了時刻まで

※ 配信ページは開始時刻30分前（午前9時30分）頃よりアクセス可能です。

2 株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のログイン方法

本招集ご通知同封の議決権行使書裏面をご参照のうえ、ご使用の端末によって以下のいずれかの方法でログインしてください。

※ 同封の議決権行使書を紛失された場合、本招集ご通知8ページ記載の【本サイトに関するお問い合わせ】にて再発行のご依頼を承ります。ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。

(1) QRコードの読み取りによりログインする場合（スマートフォン・タブレット等）

議決権行使書裏面に印字されたQRコードをスマートフォン等で読み取ってください。

「ログインID」と「パスワード」の入力を省略してログインいただくことが可能です。

※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

株主総会オンラインサイト
「Engagement Portal」のご案内

本サイトでは株主総会等へのご参加や手続きをWEB上でご利用いただけます。詳しくは招集ご通知等、当社からのご案内をご確認ください。

パソコン ID/パスワードを入力してログイン

①ウェブブラウザのアドレスバーに以下のURLを入力
<https://engagement-portal.tr.mufg.jp>
②以下のID/パスワードを入力し、サイトにログイン

《 ログインID：9999-9999-9999-9999 》
《 パスワード：999999 》

スマートフォン QRコード読み

スマートフォン、タブレットから
右のQRコードを読み取る
(ID/パスワードの入力は不要です)

〇このほか、切手をはらずにお出しください。
〇議決権行使書面記載の株主総会日以降はご使用にならないようにお願いいたします。

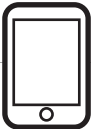
〇議決権行使書をご郵送の際は、本票を必ず切り取ります。
〇インターネットにより議決権を行使された場合には、その行使を優先します。インターネットによる行使内容を変更される場合は、インターネットによりあらためて議決権行使をお願いします。

郵便はがき
137-8683

料金受取人払郵便
差出有効期間
日まで

(受取人)
新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部 気付

読み取り



(2) 個別のログインID・パスワードによりログインする場合

- ① 以下のURLにアクセスしていただき、議決権行使書裏面に記載のログインIDとパスワードを入力してください。

URL : <https://engagement-portal.tr.mufig.jp/>

- ② 利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックしてください。
- ③ 「ログイン」ボタンをクリックしてください。

株主総会オンラインサイト
「Engagement Portal」のご案内

本サイトでは株主総会等へのご参加やお手続きをWEB上でご利用いただけます。詳しくは招集ご通知等、当社からのご案内をご確認ください。

パソコン ID/パスワードを入力してログイン

①ウェブブラウザのアドレスバーに以下のURLを入力
<https://engagement-portal.tr.mufig.jp>
②以下のID/パスワードを入力し、サイトにログイン

ログインID : 9999-9999-9999-999
パスワード : 999999

スマートフォン QRコード読込

スマートフォン、タブレットから
右のQRコードを読み取る
(ID/パスワードの入力は不要です)

〇このほか、切手をはらずにお出しください。
〇議決権行使書面記載の株主総会日以降はご使用にならないようお願いいたします。

〇議決権行使書をご郵送の際は、本票を必ず切り取り願います。
〇インターネットにより議決権を行使された場合には、その行使を優先します。インターネットによる行使内容を変更される場合は、インターネットによりあらためて議決権行使をお願いします。

料金受取人様郵便
郵便はがき
137-8683

（受取人）
新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部 気付

差出有効期間
日まで

MUFG 三菱UFJ信託銀行

ログインIDと
パスワードを入力

Engagement Portal

① ログインID 4桁 - 4桁 - 4桁 - 3桁

パスワード

② ☐ 利用規約に同意する

③ ログイン

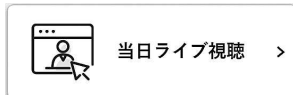
② よくあるご質問はこちら

3 株主総会ライブ配信の視聴について

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログイン後、以下の手順でご利用ください。

※ 本サイトから、視聴環境のテストを事前に行っていただくことが可能ですので、是非ご活用ください。

- ① ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。



- ② 当日ライブ視聴等に関する利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」ボタンをクリックしてください。

【ご留意事項】

- ◎ インターネット参加によりライブ配信をご視聴いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議の提出について、インターネット参加により行うことはできません。
- ◎ やむを得ない事情によりライブ配信が実施できなくなった場合には、当社ホームページ等によりお知らせいたします。
- ◎ 当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみといたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。予めご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ◎ インターネットからの株主総会へのご参加は、株主様本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日は、安定した映像配信に努めてまいります。システム障害や通信環境等による映像や音声の乱れ、配信の一時中断等が発生する可能性があります。当社はこれらの障害等によってご視聴されている株主様が被った不利益に関して責任を負いかねますことをご了承ください。
- ◎ ライブ配信の参加に要する通信機器類やインターネット接続料、通信費等の一切の費用は、株主様のご負担とさせていただきます。
- ◎ ライブ配信における配信映像や音声について、全部又は一部にかかわらず、その複製、転載、第三者への公開はご遠慮ください。

【推奨環境】

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」の推奨環境は以下のとおりです。
なお、Internet Explorerはご利用いただけませんので以下ブラウザをご利用ください。

	PC		モバイル		
	Windows	Macintosh	iPad	iPhone	Android
OS	Windows 10以降	MacOS X 10.13 (High Sierra) 以降	iPadOS 14.0 以降	iOS 14.0 以降	Android 9.0 以降
ブラウザ ※各最新	Google Chrome、 Microsoft Edge (Chromium)	Safari、 Google Chrome	Safari	Safari	Google Chrome

※ 上記環境においても通信環境や端末により正常に動作しない場合がございます。

【お問い合わせ先】

本サイトに関するお問い合わせ

TEL 0120-676-808（通話料無料）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

（土日祝日等を除く平日9時～17時、ただし、株主総会当日は9時～株主総会終了まで）

ライブ配信の視聴に関するお問い合わせ

TEL 03-6833-6902

株式会社バイキューブ

（株主総会当日 2025年6月26日（木曜日）午前9時～株主総会終了まで）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、コーポレート・ガバナンス強化のため、監査役会設置会社に移行することを決定いたしました。会社法では、現行の監査等委員会設置会社や指名委員会等設置会社という機関設計もありますが、当社のガバナンス機構を強化向上するために、経営の意思決定機関である取締役会に業務執行の権限と責任を集中させ、取締役会から独立した非業務執行機関である監査役及び監査役会に取締役会への監査機能を担わせることによって、牽制機能の強化並びに経営戦略のより迅速かつ柔軟な決定及び実行を図る目的で、監査役会設置会社に機関設計を変更するものであります。これに伴い、監査役会設置会社への移行に必要な監査役及び監査役会に関する規定の新設並びに監査等委員及び監査等委員会に関する規定の削除を行います。
- (2) 今後の多様な事業展開に備えるとともに、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。
- (3) 上記各定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

2. 変更の内容

（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
第1条（条文省略）	第1条（現行どおり）
（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～42.（条文省略） 43. ～59.（条文省略） （新設）	（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～42.（現行どおり） 43. <u>Web3分野への投資</u> 44. ～60.（現行どおり）
第3条（条文省略）	第3条（現行どおり）
（機関） 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査等委員会 (3)会計監査人 （新設）	（機関） 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人

現行定款	変更案
第5条～第17条（条文省略） （取締役の員数） 第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。 ②当社の監査等委員である取締役は、10名以内とする。 （選任方法） 第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。 ②～③（条文省略） （取締役の任期） 第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 第21条（条文省略） （取締役会の招集手続） 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。 第23条（条文省略） （取締役会の決議の省略） 第24条 当社は、議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。	第5条～第17条（現行どおり） （取締役の員数） 第18条 当社の取締役は、10名以内とする。 （削除） （取締役の選任） 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ②～③（現行どおり） （取締役の任期） 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 （削除） （削除） 第21条（現行どおり） （取締役会の招集手続） 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。 第23条（現行どおり） （取締役会の決議の省略） 第24条 当社は、議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

現行定款	変更案
(取締役会の議事録) 第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。 ②～③ (条文省略) (代表取締役及び役付取締役) 第26条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、代表取締役を選定する。 ② (条文省略) ③取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 (取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。 第28条 (条文省略) (重要な業務執行の決定の委任) 第29条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。 第30条～第31条 (条文省略) 第5章 監査等委員会 (新設)	(取締役会の議事録) 第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。 ②～③ (現行どおり) (代表取締役及び役付取締役) 第26条 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から、代表取締役を選定する。 ② (現行どおり) ③取締役会は、その決議によって、取締役の中から、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 (取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。 第28条 (現行どおり) (削除) 第29条～第30条 (現行どおり) 第5章 監査役及び監査役会 (監査役の数) 第31条 当会社の監査役は、3名以上とする。

現行定款	変更案
(新設)	(監査役の責任免除)
	第40条 当社は、 <u>会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
	② 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額については、法令の定める額とする。</u>
第35条～第36条（条文省略）	第41条～第42条（現行どおり）
（会計監査人の報酬等） 第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。
第38条～第42条（条文省略）	第44条～第48条（現行どおり）
附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 第1条 当社は、 <u>第12期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>	(削除) (削除)
（株主総会資料の電子提供に関する経過措置） 第2条 定款第14条の変更は、 <u>会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> <u>②前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> <u>③本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>	(削除)

第2号議案 取締役6名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査役会設置会社に移行し、取締役全員（6名）は、定款変更の効力発生をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見がない旨を確認しております。

また、本議案が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役会は、社内取締役4名、社外取締役2名の6名（男性6名、女性0名）の構成となります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	たかはし よしひこ 高橋 由彦 (1970年1月17日生)	1992年4月 名古屋短資株式会社（現 セントラル短資株式会社）入社 1997年10月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 2001年4月 公認会計士 登録 2001年7月 野村證券株式会社 入社 2008年11月 同社 主計部フィナンシャルアカウンティング二課長 2010年5月 公益財団法人財務会計基準機構 出向 企業会計基準委員会 専門研究員 2013年2月 株式会社アイレップ 入社（経理財務担当） 2015年7月 東京国税不服審判所 国税審判官 2017年12月 Abalance株式会社 管理本部長 2018年10月 当社 経営管理部長 2019年9月 株式会社ビットポイントジャパン 取締役 2020年6月 当社 取締役経営管理部長 2023年5月 当社 代表取締役社長CEO（現任） 2023年5月 イプシロン・ホールディングス株式会社 代表取締役（現任）	16,449株
【取締役候補者とした理由】 高橋由彦氏は、当社入社後、経営管理部門に従事し、現在は当社代表取締役社長CEOを務めております。同氏の豊富な知識や経営管理部門での経験等は当社の企業価値向上に不可欠であるため、引き続き取締役候補者としていたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	あきた まさと 秋田 真人 (1977年8月15日生)	2000年 4 月 ジャベル株式会社 入社 2003年 3 月 株式会社イントラクトコムジャパン 入社 2007年 5 月 イーエムシー株式会社 入社 2013年10月 当社 第一事業部 部長 2018年 4 月 当社 エネルギーソリューション事業部長 2020年10月 当社 執行役員 エネルギーソリューション 事業部長 兼 第二ソリューション部長 2021年 4 月 当社 執行役員 レジリエンス事業部長 2022年10月 当社 執行役員 エネルギー事業部副事業部 長 2023年 4 月 当社 執行役員 レジリエンス事業部長 2023年 6 月 当社 取締役レジリエンス事業部長 (現任) 2024年 6 月 株式会社シールエンジニアリング 取締役 2024年 7 月 株式会社シールエンジニアリング 代表取締 役社長 (現任)	一株
【取締役候補者とした理由】 秋田真人氏は、当社入社後、エネルギー事業部門及びレジリエンス事業部門に従事し、現在は当社取締役レジリエンス事業部長を務めております。当社において積極的な新規事業展開を進めるほか、省エネや補助金に関する経験や知識、業界への知見を有しており、当社の企業価値向上に不可欠であるため、引き続き取締役候補者となりました。			
3	なかごみ ゆうじ 中込 裕司 (1975年11月8日生)	1994年 4 月 大蔵省 (現 財務省) 関東財務局 入局 2001年 4 月 株式会社テレウェイヴリンクス 入社 2005年10月 STC株式会社 入社 2011年 1 月 株式会社ジェットガジェット 代表取締役 2020年10月 当社 エネルギーソリューション事業部 第一 ソリューション部長 2021年 4 月 当社 執行役員 エネルギー事業部長 2022年 6 月 当社 取締役エネルギー事業部長 2023年 6 月 当社 執行役員 エネルギー事業部長 (現任)	一株
【取締役候補者とした理由】 中込裕司氏は、当社入社後、エネルギー事業部門に従事し、現在は当社執行役員エネルギー事業部長を務めております。当社において積極的な事業展開を進める等、豊富な経験や知識、業界の知見を有しており、当社の企業価値向上に不可欠であるため、取締役候補者となりました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4	たしろ たかし 田代 卓 (1986年1月7日生)	2016年12月 当社 入社 2016年12月 株式会社ビットポイントジャパン マーケ ティング部長 2019年 4 月 同社 経営企画部長 2020年 5 月 同社 取締役CSO 2022年 1 月 同社 代表取締役社長（現任） 2022年 9 月 株式会社ビットポイント・ホールディングス （現イプシロン・ホールディングス株式会社） 取締役 2022年 9 月 SBIクリプトアセットホールディングス株式 会社 代表取締役社長（現任） 2023年 4 月 株式会社HashHub 取締役（現任） 2023年12月 SBI XDC Network APAC株式会社 取締役 （現任） 2023年 4 月 SBIデジタルファイナンス株式会社 取締役 （現任）	一株
【取締役候補者とした理由】 田代卓氏は、株式会社ビットポイントジャパンにおいて、代表取締役社長を務めております。同氏の 暗号資産をはじめとする豊富な金融関連知識や経営経験等は当社の企業価値向上に不可欠であると判断 し、取締役候補者といたしました。			
5	やまむろ ひろゆき 山室 裕幸 (1985年3月16日生)	2014年12月 弁護士登録（東京弁護士会） 弁護士法人NYリーガルパートナーズ 入所 2016年 5 月 弁護士法人ALG&Associates 入所 2018年 9 月 弁護士法人J&T パートナー弁護士 2019年 4 月 ネクサス経営法律事務所（現 シティクロス 総合法律事務所）代表（現任） 2022年11月 弁護士法人シティクロス 社員（現任）	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 山室裕幸氏は、弁護士として培われた豊富な知識と経験を有しております。コンプライアンス、企業 法務全般を含む当社の経営全般を監督いただくとともに、当社のコンプライアンス強化に寄与してい ただけると判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外役員になること以外の方 法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に 遂行できるものと判断いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
6	かねさき たくや 金崎 卓也 (1985年 1月22日生)	2008年 4 月 株式会社SMARTコンサルティング 代表取締役 (現任) 2016年 5 月 株式会社AGSコンサルティング 入社 2018年 4 月 株式会社リブ・コンサルティング 入社	一株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 金崎卓也氏は、事業会社の経営コンサルティング及び中小企業診断士として培われた豊富な知識と経験を有しております。経理財務を含めた企業経営に関する高い専門性を活かし、当社の経営全般を監督いただけると判断し、社外取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山室裕幸氏、金崎卓也氏は、社外取締役候補者であります。
3. 山室裕幸氏、金崎卓也氏の選任が承認された場合には、当社定款に基づき、会社法第427条第1項の規定により会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、高橋由彦氏、秋田真人氏との間において、会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、中込裕司氏、田代卓氏、山室裕幸氏及び金崎卓也氏の選任が承認された場合には、各氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなり、高橋由彦氏、秋田真人氏、中込裕司氏、田代卓氏、山室裕幸氏及び金崎卓也氏の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
6. 山室裕幸氏、金崎卓也氏が原案どおり選任された場合、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
7. 取締役候補者の所有する当社株式は、2025年3月31日現在の状況を記載しております。

第3号議案 監査役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査役会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	たぞう まさのぶ 田雑 正信 (1952年7月14日生)	1976年 5 月 衆議院議員 山下徳夫議員秘書 1984年10月 運輸大臣 政務秘書官 1985年12月 衆議院議員 山下徳夫議員第一秘書 1987年 1 月 国務大臣総務庁長官 政務秘書官 1989年 8 月 国務大臣内閣官房長官 政務秘書官 1991年11月 厚生大臣 政務秘書官 1992年 4 月 衆議院議員 山下徳夫議員政策秘書 2000年 8 月 衆議院議員 今村雅弘議員政策秘書	一株
【社外監査役候補者とした理由】 田雑正信氏は、長年の国会議員秘書としての豊富な経験と実績から幅広い社会的識見を有しております。独立した公正な立場から監査をしていただくとともに、客観的立場で当社のコンプライアンス強化に寄与していただけると判断し、社外監査役候補者いたしました。 なお、同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。			
2	たかぎ こうじ 高木 浩二 (1974年7月20日生)	2001年10月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 昂法律事務所 入所 2010年 3 月 高木法律事務所 設立（代表） 2018年 8 月 東京双葉法律事務所（現 奏和綜合法律事務所） パートナー弁護士（現任） 2024年 6 月 当社 取締役（監査等委員）（現任）	1,042株
【監査役候補者とした理由】 高木浩二氏は、弁護士として培われた豊富な知識と経験を有しております。高い専門性と独立した立場から、コンプライアンス、企業法務全般に関する助言をいただくとともに、客観的立場で当社のコンプライアンス強化に寄与していただけると判断し、監査役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	もり かずたか 森 和孝 (1981年6月8日生)	2010年12月 弁護士登録（大阪弁護士会） 富田博也法律事務所 入所 2011年 9 月 小阪谷法律事務所 パートナー弁護士 2015年11月 Mercury General LPC&Partners パー トナー弁護士 2017年 5 月 Eversheds Harry Elias LLP パートナー弁 護士 2018年 6 月 One Asia法律事務所パートナー弁護士（現 任）（第二東京弁護士会へ登録替） 2019年 8 月 一般社団法人ブロックチェーン推進協会 リ ーガルアドバイザー（現任） 2020年 4 月 神戸大学 客員教授（現任） 2021年 4 月 シンガポール国立大学 客員教授 2024年 2 月 Alsuwaidi & Company 入所（現任） 2025年 1 月 EMINENCE LUXE REALESTATE BROKERAGE L.L.C CEO（現任）	一株
【社外監査役候補者とした理由】 森和孝氏は、弁護士として培われた豊富な知識と海外での企業経営の経験を有しております。高い専門性と独立した立場から、コンプライアンス、企業法務全般に関する助言をいただくとともに、客観的立場で当社のコンプライアンス強化に寄与していただけると判断し、社外監査役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 田雑正信氏、森和孝氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、現任の取締役（監査等委員）である高木浩二氏との間において、当社定款に基づき、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。監査役として同氏の選任が承認された場合には、あらためて同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。また、田雑正信氏、森和孝氏の選任が承認された場合には、各氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、現任の取締役（監査等委員）である高木浩二氏との間において、会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結しております。監査役として同氏の選任が承認された場合には、あらためて同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。また、田雑正信氏、森和孝氏の選任が承認された場合には、各氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、田雑正信氏、高木浩二氏及び森和孝氏の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
6. 田雑正信氏、森和孝氏が原案どおり選任された場合、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
7. 監査役候補者の所有する当社株式は、2025年3月31日現在の状況を記載しております。

■取締役及び監査役のスキルマトリックス

(本総会において各取締役候補者及び各監査役候補者が選任された場合)

氏名 新任・再任 社外／独立	当社における 地位	取締役及び監査役に期待する分野・専門性						
		企業 経営	業界へ の知見	財務／ 会計	グロー バル 経験	法務／ リスク 管理	サステナ ビリティ	
高橋 由彦 再任	取 締 役	●		●	●			
秋田 真人 再任	取 締 役		●				●	
中込 裕司 新任	取 締 役	●	●				●	
田代 卓 新任	取 締 役	●	●			●		
山室 裕幸 新任 社外 独立	社外取締役					●		
金崎 卓也 新任 社外 独立	社外取締役	●		●		●		
田雑 正信 新任 社外 独立	社外監査役					●		
高木 浩二 新任	監査役					●		
森 和孝 新任 社外 独立	社外監査役	●	●		●	●		

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査役会設置会社に移行いたします。

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。補欠監査役候補者のうち、江田健二氏は社外監査役以外の監査役の補欠の監査役候補者、荒井覚氏は社外監査役の補欠の社外監査役候補者であります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、本選任の効力につきましては、その就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	えだ けんじ 江田 健二 (1977年1月5日生)	2000年7月 アンダーセンコンサルティング株式会社（現 アクセンチュア株式会社）入社 2005年3月 RAUL株式会社 代表取締役（現任） 2014年12月 一般社団法人エネルギー情報センター 理事 （現任） 2015年4月 デナジー株式会社 取締役（現任） 2015年6月 当社 取締役（監査等委員） 2016年8月 一般社団法人サステナブルコミュニケーション 協会理事（現任） 2018年4月 一般社団法人つなぐ未来研究所理事（現任） 2018年7月 株式会社ビットポイントジャパン 監査役 2019年8月 一般社団法人環境エネルギー循環センター理 事（現任） 2019年11月 株式会社JWAT WAVE 取締役（現任） 2023年6月 当社 取締役（監査等委員）（現任）	17,476株
【補欠の監査役候補者とした理由】 江田健二氏は、事業会社の経営及びエネルギー関連に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。業界に関する高い専門性を活かし、独立した立場から当社事業に対する監査を行うことで当社のコンプライアンス強化に寄与していただけるものと判断し、補欠の監査役候補者となりました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	あらい さとる 荒井 覚 (1978年12月23日生)	2002年10月 会計士補 登録 朝日監査法人（現 あずさ監査法人）入所 2006年12月 公認会計士 登録 2007年 1 月 株式会社プロキューブジャパン 入社（現任） 2008年 2 月 あおぞら監査法人 代表社員（現任）	一株
	【補欠の社外監査役候補者とした理由】 荒井覚氏は、公認会計士として培われた豊富な知識と経験を有しております。会計分野における高い専門性と独立した立場から当社事業に対する監査を行うことで、当社のコンプライアンス強化に寄与していただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者いたしました。なお、同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 荒井覚氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、現任の取締役（監査等委員）である江田健二氏との間において、当社定款に基づき、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。同氏が監査役に就任した場合には、あらためて同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。また、荒井覚氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、現任の取締役（監査等委員）である江田健二氏との間において、会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結しております。同氏が監査役に就任した場合には、あらためて同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。また、荒井覚氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、江田健二氏、荒井覚氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
6. 荒井覚氏が社外監査役に就任した場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
7. 補欠監査役候補者の所有する当社株式は、2025年3月31日現在の状況を記載しております。

第5号議案 取締役の報酬額決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の限度額は、2018年6月28日開催の第15期定時株主総会（当時の監査等委員である取締役を除く取締役は3名（うち社外取締役1名））において、年額1,000百万円以内（うち、社外取締役分は年額200百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれない。）、監査等委員である取締役の報酬の限度額は、2015年6月26日開催の第12期定時株主総会（当時の監査等委員である取締役は4名）において、報酬額は年額200百万円以内とご承認いただき今日に至っております。第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査役会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢、当社の事業規模、取締役の人数及び他社水準等を勘案し、改めて監査役会設置会社へ移行した後の取締役の報酬等の額を、年額1,000百万円以内（うち社外取締役分は年額200百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれない。）とさせていただきます。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告に記載のとおりであり、第1号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、対象者について「取締役（監査等委員を除く。）」としている部分を「取締役」とする旨の変更を行うことを予定しておりますが、実質的な変更はありません。本議案の内容は、当該変更後の方針にも合致し、当社の事業規模、役員報酬体系及びその支給水準等を総合的に勘案しつつ社外取締役が過半数を占める任意の指名報酬委員会における審議を経て取締役会で決定しており、その内容は相当であると判断しております。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は2名であり、本議案に係る取締役の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、6名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第6号議案 監査役の報酬額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査役会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査役の報酬額を、当社の事業規模、役員報酬体系及びその支給水準等を総合的に勘案したうえで相当と考えられる金額として、年額200百万円以内とさせていただきます。

本議案に係る監査役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の業績につきましては、売上高21,129百万円（前期比3.1%増）、営業損失1,211百万円（前連結会計年度は営業利益1,743百万円）、経常損失541百万円（前連結会計年度は経常利益1,758百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失593百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益1,070百万円）となりました。

当連結会計年度におけるセグメントの業績は以下のとおりであります。各セグメントの売上高の金額は、セグメント間の内部売上高を含めない数値を記載しており、当社グループの報告セグメントは、業績評価、事業戦略の構築、経営資源の配分等を行ううえで重要性の高い区分を基に決定しております。中間連結会計期間まで「エネルギー事業」、「レジリエンス事業」、「メディカル事業」及び「その他事業」の4つで構成されておりましたが、2024年11月14日付開示の「新たな事業（金融投資事業）の開始に関するお知らせ」に記載のとおり、グループ全体の収益性の向上に資するべく、新たに当社における暗号資産投資、株式投資及び融資等に係る投融資事業を一つの収益の柱とする「金融投資事業」を開始したことにより、第3四半期連結会計期間より「金融投資事業」を報告セグメントに含めております。

以上のことから、第3四半期連結会計期間より、当社グループの報告セグメントは、「エネルギー事業」、「レジリエンス事業」、「メディカル事業」、「金融投資事業」及び「その他事業」となっております。

(エネルギー事業)

エネルギー事業は、主に電力小売業を営んでおります。当連結会計年度におけるエネルギー事業の事業環境につきましては、一般社団法人日本卸電力取引所（以下、「JEPX」といいます）における電力の取引価格（以下、「JEPX取引価格」といいます）が前連結会計年度に比べ1 kWhあたり平均1.5円程度上昇したものの、国内の火力発電燃料として主に使用される天然ガスや石炭の取引価格は前年より低調に推移しており、電源調達面に関しては比較的平穏な事業環境が継続しました。

高圧需要家については今年度より容量拠出金の支払いが開始されることへの対応として、2023年7月に新プランへ全面的に移行いたしました。これにより同時期の解約数が増加し、高圧需要家の総契約容量（kW）も一時的に減少いたしました。しかしながら、その後、販売代理店網の強化や積極的な新プランのリリースなどの活動を推進した結果、当連結会計年度末時点における総契約容量は前連結会計年度末時点の水準を上回り、また過去最高の総契約容量（kW）水準に達しております。

また獲得を強化している低圧法人需要家については、新規代理店の開拓、既存代理店とのリレーション強化などにより新規受注数は想定を上回って推移しており、契約件数を着実に積み上げることができております。一方、低圧個人需要家については、昨年4月より新規受付を再開したものの契約件数の減少傾向が続いておりますが、今後更なる需要家獲得のための施策を図り、引き続き需要家獲得に向け注力してまいります。

当連結会計年度においては、世界的なエネルギー価格の高騰を背景とした政府による電気・ガス料金の激変緩和措置による補助金が前年と比較して減額されたものの、高圧電力、低圧電力ともに、JEPX取引価格に電力販売価格が連動する市場連動型プランの比率が高く、JEPX取引価格の上昇が増収につながる傾向にあること、また、高圧及び低圧の需要家数が順調に増加したことから増収となりました。

当社は、前連結会計年度からの「市場連動型」・「固定単価型」・「市場連動と固定単価のミックス型」に加え、新たに、時期に応じて市場連動型と固定単価型プランを切り替える新プラン「高圧ハイブリッドプラン」の提供を開始し、これら4つの料金プランを組み合わせることによって、需要家のニーズに応えつつも、JEPX取引価格の価格変動が事業収益に与えるリスクを最小限に抑え、安定的な利益確保の基盤を整えてまいりました。他方、今年度より新たに開始された容量市場は、発電所の建設・運営に必要な固定費の一部を小売電気事業者が負担すること（以下、「容量拠出金」といいます）で、発電事業者が発電所を維持し、将来の電力供給を安定的に確保するためのものですが、2025年3月期において当社が負担すべき容量拠出金1,479百万円が売上原価として計上され、利益を押し下げる要因となりました。なお、2026年3月期は小売電気事業者が負担する容量拠出金総額の減少により、セグメント利益の回復を想定しております。

以上の結果、当セグメントの売上高は20,663百万円（前期比9.4%増）、セグメント利益（営業利益）1,394百万円（前期比39.3%減）となりました。

(レジリエンス事業)

レジリエンス事業は、省エネコンサルティング事業及び蓄電池事業から構成されております。省エネコンサルティング事業における省エネ商材の販売による収益が減少したものの、主に感染症対策関連事業における主力商品であるMA-T System関連商品（「すごい水」シリーズ）の販売による売上が前年同期と比して増加したこと、また、蓄電池事業において、蓄電池の販売代理店の開拓や販売活動を積極的に推進したことから、当社オリジナルブランドの家庭用ハイブリッド蓄電システム「remixbattery」や工場や商業施設等の法人向け小型産業用ハイブリッド蓄電池の蓄電池販売台数が順調に伸長したことから、増収増益となりました。

レジリエンス事業においては、2024年7月1日付で株式会社ジャービス（連結子会社）から商号変更を行った株式会社シールエンジニアリング（以下「シールエンジニアリング」といいます）においても、新たに再エネアグリゲーション事業を目的とした蓄電池事業を開始しております。今後、シールエンジニアリングでは、蓄電池事業の更なる収益拡大を目指し、蓄電池システムの設計・施工・運営・保守をワンストップで提供してまいります。

以上の結果、当セグメントの売上高は1,370百万円（前期比12.4%増）、セグメント利益（営業利益）290百万円（前期比120.4%増）となりました。

(メディカル事業)

メディカル事業は、2023年12月1日付で株式交換により完全子会社化した株式会社ゼロメディカルにおいて、医療機関に特化したウェブマーケティングツールの販売を主軸とするウェブクリエーション事業、医療機関に特化した経営改善コンサルティングや再生医療に関するマーケティング並びにメディア発信等を通して経営支援を行う医療コンサルティング事業及び放課後等デイサービスや就労継続支援B型事業所並びに訪問介護事業所等を運営する福祉関連事業を営んでおります。

メディカル事業につきましては、2024年3月期第4四半期より、当社の連結業績に含まれております。2025年3月期第4四半期につきましては、主にウェブクリエーション事業における収益が前年同期比で減少したことから減収減益となっております。

以上の結果、当セグメントの売上高は1,144百万円（前期比311.5%増）、セグメント利益（営業利益）43百万円（前連結会計年度はセグメント損失（営業損失）7百万円）となりました。

(金融投資事業)

金融投資事業は、2024年11月14日付開示の「新たな事業（金融投資事業）の開始に関するお知らせ」に記載のとおり、グループ全体の収益性の向上に資するべく、新たに当社における暗号資産投資、株式投資及び融資等に係る投融資事業を収益の柱とした事業を推進しております。これにより2024年11月14日から同事業が管掌する暗号資産にかかる損益及び暗号資産関連投資にかかる損益は売上に計上されておりますが、事業開始前（2024年9月26日から2024年11月13日まで）の間における暗号資産評価益675百万円は営業外収益として計上しております。

暗号資産投資事業を取り巻く事業環境としましては、2025年1月20日にトランプ氏が米国大統領に就任後も、暗号資産価格は順調に推移していましたが、トランプ大統領が同年2月10日に、米国が輸入する全ての鉄鋼・アルミニウムに対し、25%の関税をかける命令をし、同月26日には、欧州連合（EU）からの全輸入品に対して25%の関税を検討していると言及したことで、今後の世界経済における不確実性の発現や、米国連邦準備制度理事会（FRB）による利下げ実施時期の先送り懸念等により、暗号資産を含めたリスク資産全般への警戒感が高まりました。また、同年2月には、暗号資産取引所Bybitにおける約14億ドル相当の巨額暗号資産の不正流出も発生いたしました。これらの複合的な事由により、ビットコイン価格が一時期8万ドルを割るなど大きな下落相場も見られました。このような状況下、当社は、2025年3月31日時点の保有暗号資産の時価に基づき、2,049百万円の暗号資産評価損（売上高の減少）を計上いたしました。

なお同事業は現在、暗号資産関連投資としてgumi Cryptos Capital 1号ファンド、gumi Cryptos Capital 2号ファンド及びBLOCKTOWER CAPITAL LLCに投資しております。gumi Cryptos Capitalファンドに組み入れられている非上場株式はいずれも取得価額に基づいて評価されております。これら非上場株式が実現した段階で時価評価され、同ファンドの簿価に反映されます。

以上の結果、当セグメントの売上高は△2,049百万円、セグメント損失（営業損失）2,098百万円となりました。

(その他事業)

その他事業は、前連結会計年度においては、事業を廃止した自動車事業及び金融関連事業の損益が含まれておりましたが、当連結会計年度においては、これらの損益は含まれておりません。

以上の結果、当セグメントのセグメント損失（営業損失）3百万円（前連結会計年度はセグメント利益（営業利益）24百万円）となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度において、重要な設備投資はありません。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度において、運転資金として、金融機関から短期借入金200百万円の資金調達を行いました。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

8. 対処すべき課題

当社グループは、これまで社会が変化するタイミングで、投資・事業開発を積極的に進めてまいりました。当社の事業セグメントは、エネルギー事業、レジリエンス事業、メディカル事業、金融投資事業及びその他事業となっております。

当社が電力小売業を展開するエネルギー事業の分野においては、電力需給がひっ迫する夏季・冬季における電力取引価格が著しく高騰する傾向にあり、また、国際紛争がエネルギー価格に与える影響など電力取引価格の動向は引き続き不透明であるものの、ロシアによるウクライナ侵攻直後と比較すると、比較的に落ち着きを見せております。しかしながら、将来にわたって日本全体の電力供給力（kW）を確保する目的で創設された容量市場は、需要家や発電事業者だけでなく、当社のような小売電気事業者にとってもメリットがある制度であるものの、容量拠出金の拠出額水準によっては経営に大きな影響を及ぼす可能性があります。さらに、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（以下、「エネルギー供給構造高度化法」といいます。）は、一定規模以上の小売電気事業者に対して販売量に応じた非化石証書の調達義務を課しており、具体的には、2030年には、供給電力の非化石電源比率44%以上という目標が定められ、目標達成の確度を高めるために、国は毎年事業者ごとに中間目標を設定しております。当社ではNon-FIT低圧太陽光発電所の開発を進めておりますが、今後、非化石証書の調達が過大な負担となることも考えられます。

また金融投資事業における暗号資産投資につきましては、依然として暗号資産価格のボラティリティが高く、経済情勢、暗号資産に関わる市場環境や金融市場の動向の影響を受けるため、暗号資産価格の変動が損益に過大な影響を与える可能性があります。

(1)エネルギー事業における課題

中長期的には、2050年カーボンニュートラル達成に向けての電源の低炭素化推進、再生可能エネルギー発電の活用や環境価値の高い電力供給プランなどがありますが、短期的には、事業利益が、変動する電力調達価額や2025年3月期より開始された容量拠出金の拠出額に左右されぬよう、需要家に価格変動リスクを適切に転嫁する商品ごとの設計や電力調達の仕組みの構築があげられます。また、エネルギー供給構造高度化法で電気事業者に求められている非化石電源比率（中間目標）への対応は必須になります。

(2)レジリエンス事業における課題

レジリエンス事業は、主に蓄電池事業及び省エネルギー化支援コンサルティング事業から構成されております。蓄電池事業は、代理店を通じて顧客に販売されるBtoB取引が主となります。よって、販路拡大のために蓄電池販売を得意とし販売力のある代理店を獲得することが課題となります。なお、これまで家庭用の蓄電池を主に取り扱ってまいりましたが、今後は小型産業用蓄電池の販売も本格化させてまいります。

また、レジリエンス事業においては、今後、従来型の蓄電池販売事業だけでなく、FIP転化事業や系統用蓄電池事業も展開する予定です。事業の収益化のためには、案件の仕入段階から出口戦略の実行に至るまで、社内外との綿密な連携を図り、スムーズな業務遂行が課題となります。

省エネコンサルティング事業では、これまでの事業者向けのエネルギー使用合理化・省エネ関連のソリューションに加え、BCP（事業継続計画）対策や家庭における防災・減災対策として、再生可能エネルギー、蓄電池及び発電機の組み合わせなどによる提案を積極的に展開してまいります。省エネルギーや防災・減災といった一部の効用にとどまらず、レジリエンス向上を促すための取り組みを推進してまいります。

(3)金融投資事業における課題

金融投資事業は、主に暗号資産投資、株式投資及び融資等に係る投融資事業を推進しております。金融投資事業を取り巻く事業環境といたしましては、ブロックチェーン技術を利用したサービスの提供は中長期的には拡大が予想され、それに伴って暗号資産の存在感もさらに増していくと考えております。また近年、特に米国における金融政策の動向や、地政学リスク等による外国為替市場の動向も注視されており、資産価値の中長期的な保全の観点からも保有暗号資産の多くを中長期的に引き続き保有するとともに、暗号資産と密接に関係するWeb3.0を新たな事業機会ととらえ、Web3.0関連事業に積極的に投資を行う方針であることから、暗号資産やWeb3.0関連の知見を有する人材の獲得及び育成やシステムへの投資が課題となります。

(4)経営環境の変化への機動的な対応、これによる事業機会及び収益の追求

将来にわたる持続的な成長を実現するため、事業規模及び収益の拡大を戦略的に推進する必要があります。当社グループは、市場のニーズやウォンツを的確にとらえ、社会・時代の変化に機動的に対応し、既存事業の強化、派生ビジネスへの取り組み、新しい発想・視点による新規の事業機会の創出をたえず行っておりまいます。さらに、事業ポートフォリオを定期的に見直し、収益力及び効率性の向上を推進し、中長期的な成長基盤の確立を図ってまいります。また、成長を加速するために、その時々を経営環境を鑑み、特に、脱炭素を志向する環境意識の高い企業との協業等を含めた他の企業グループとの連携や戦略的な投資を推進してまいります。

(5)内部管理体制の拡充並びにコンプライアンス及びリスクマネジメントの強化

当社グループは、社会的責任を果たし、持続的な成長と企業価値向上を図るために、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現することを目的として、2017年12月に策定した「コーポレート・ガバナンス基本方針」（2021年12月一部改訂）において、コンプライアンスの徹底及びリスクマネジメントに対し積極的な取り組みを行う姿勢を明確にいたしました。コーポレートガバナンス・コードの改訂その他事業環境の変化に応じて、当社グループにふさわしいコーポレート・ガバナンスの実現に努めてまいります。また、引き続き、グループ全体において、継続的な啓発活動及び教育研修を実施し、一人ひとりが高い倫理観を醸成し、良識と責任のある行動をとることのできる企業風土を形成してまいります。

(6)優秀な人財の確保・育成

当社グループは、中長期的な経営戦略の遂行及び対処すべき課題への取り組みに際して、事業環境の変化に円滑に対応して社会的な価値を創出することのできる優秀な人財の確保・育成が必須であると考えております。業容拡大のもと、意欲のある経験値の高い人財を確保するとともに、持続的な成長を支える人財の育成、個々のパフォーマンスの最大化のため、就業環境の整備・改善に注力してまいります。

(7)ダイバーシティの推進

当社グループでは、これまで複数の国籍の人財を登用してまいりましたが、今まで以上に、グローバル化の推進、個性の尊重、人財の経験・スキルの多様性の向上、信頼関係作りの強化に取り組んでまいります。また、取締役だけではなく、執行役員、部長などの経営幹部への女性登用の拡大を推進してまいります。そのために、多様な個々の従業員が意欲をもって活躍できるための就労環境の整備、職場コミュニケーションの改革、人財育成等の人事・労務施策の実施に努めてまいります。

9. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (2022 年 3 月)	第 20 期 (2023 年 3 月)	第 21 期 (2024 年 3 月)	第 22 期 (当連結会計年度) (2025 年 3 月)
売 上 高	28,753百万円	32,789百万円	20,487百万円	21,129百万円
経常利益又は経常損失 (△)	8,173百万円	△1,722百万円	1,758百万円	△541百万円
親会社株主に帰属する当期純利益又は純損失 (△)	6,913百万円	3,267百万円	1,070百万円	△593百万円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	64円05銭	27円32銭	8円98銭	△4円92銭
総 資 産	72,968百万円	19,271百万円	19,714百万円	20,543百万円
純 資 産	14,114百万円	16,826百万円	17,969百万円	17,911百万円
1 株 当 た り 純 資 産 額	121円03銭	141円75銭	149円32銭	145円68銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 第19期は、暗号資産の新規取扱いを複数開始したことにより、手数料収入とトレーディング収益が増加しました。それに併せて、利用者預り暗号資産が増加したことで総資産は大きく増加しております。また、主に、第15回、第16回及び第18回新株予約権の行使による株式の発行により純資産が増加しております。
3. 第20期は、保有しているビットポイントジャパン株式の売却による、関係会社株式売却益8,921百万円を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は3,267百万円となりました。
4. 第21期は、主にエネルギー事業においてJEPX市場価格の変動リスクに対応できる体制を構築し、安定的な利益確保が可能となったことから、のれんの減損損失の598百万円を計上するも、堅調な親会社株主に帰属する当期純利益となりました。
5. 第22期は、エネルギー事業において売上高は増加したものの、金融投資事業において、自己保有暗号資産の評価損△2,049百万円を計上したことにより売上が減少し、それに伴い利益も減少しました。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (2022 年 3 月)	第 20 期 (2023 年 3 月)	第 21 期 (2024 年 3 月)	第 22 期 (当 事 業 年 度) (2025 年 3 月)
売 上 高	18,438百万円	31,863百万円	20,209百万円	19,943百万円
経 常 利 益	1,482百万円	4,100百万円	3,742百万円	867百万円
当 期 純 利 益	1,218百万円	4,090百万円	3,009百万円	816百万円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	11円28銭	34円21銭	25円25銭	6円77銭
総 資 産	11,441百万円	14,727百万円	17,435百万円	20,133百万円
純 資 産	9,752百万円	13,287百万円	16,370百万円	17,722百万円
1 株 当 た り 純 資 産 額	83円57銭	111円93銭	136円02銭	144円14銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 第19期は、電力小売が堅調に増加し、その一方で電力調達原価を適正にコントロールしたことにより、経常利益、当期純利益は増加しております。
3. 第20期は、ビットポイントジャパンの株式を売却した株式会社ビットポイント・ホールディングス（現 イプシロン・ホールディングス株式会社）からの受取配当金5,207百万円を計上したことにより、当期純利益は大幅に増益となりました。
4. 第21期は、主にエネルギー事業においてJEPX市場価格の変動リスクに対応できる体制を構築し、安定的な利益確保が可能となったこと、また、イプシロン・ホールディングス株式会社から受取配当金2,005百万円を計上したことにより、関係会社株式評価損を662百万円を計上するも、堅調な当期純利益となりました。
5. 第22期は、エネルギー事業において売上高は増加したものの、金融投資事業において、自己保有暗号資産の評価損△2,049百万円を計上したことにより売上が減少し、それに伴い利益も減少しました。

10. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係
該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 な 事 業 内 容
イプシロン・ホールディングス(株)	10百万円	100.00%	その他事業
(株) シールエンジニアリング	50百万円	100.00%	レジリエンス事業
(株) ゼ ロ メ デ ィ カ ル	10百万円	100.00%	メディカル事業

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

11. 主要な事業内容

(2025年3月31日現在)

事 業	事 業 内 容
エ ネ ル ギ ー 事 業	電力売買
レ ジ リ エ ン ス 事 業	省エネルギー化支援コンサルティング、蓄電池販売、感染症対策関連商品の販売等
メ デ ィ カ ル 事 業	主に医療機関に特化したHPの制作及び運用、医療コンサルティング事業、福祉関連事業
金 融 投 資 事 業	暗号資産投資、株式投資及び融資等に係る投融資事業
そ の 他 事 業	マーケティングコンサルティング等

12. 主要な事業所

(2025年3月31日現在)

名 称		所 在 地
当 社	本 社	東京都港区虎ノ門四丁目3番9号
	名 古 屋 営 業 所	愛知県名古屋市西区
	大 阪 営 業 所	大阪府大阪市
	石 川 営 業 所	石川県白山市
子 会 社	イプシロン・ホールディングス(株)	東京都港区
	(株)シールエンジニアリング	東京都港区
	(株) ゼ ロ メ デ ィ カ ル	東京都港区

13. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

(2025年3月31日現在)

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
エネルギー事業	74名	16名増
レジリエンス事業	51名	4名増
メディカル事業	114名	17名減
金融投資事業	4名	4名増
その他事業	1名	1名減
全社(共通)	29名	10名増
合計	272名	16名増

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員はおりません。
2. 「全社(共通)」として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
153名	28名増	37.1歳	4年6か月

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数は、それぞれ表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。
2. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員はおりません。

14. 主要な借入先

(2025年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	200百万円
独立行政法人福祉医療機構	120百万円

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

(2025年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数

300,000,000株
2. 発行済株式の総数

125,350,800株（自己株式2,435,000株含む）
3. 株主数

72,944名
4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
楽天証券株式会社	2,069,600株	1.68%
LIDDELL株式会社	1,768,100株	1.43%
松田 周	1,260,000株	1.02%
小田 玄紀	1,220,000株	0.99%
株式会社MAYA INVESTMENT	1,115,000株	0.90%
原 征弘	1,001,000株	0.81%
Environment First 投資事業組合	1,000,000株	0.81%
渡辺 寿	900,000株	0.73%
JEFFERIES INTERNATIONAL LTD.	874,700株	0.71%
トウカイトウキョウセキュリティーズアジアリミテッド	819,500株	0.66%

（注）持株比率は、自己株式2,435,000株を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

2. 事業年度中に従業員等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

		第 21 回 新 株 予 約 権
発行決議日		2024年 4 月25日
新株予約権の数		15,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 1,500,000株 (新株予約権 1 個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権 1 個当たり153円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり14,600円 (1 株あたり146円)
権利行使期間		2025 年 2 月14日から 2029 年 5 月20日まで
行使の条件		本新株予約権の行使期間中に当社の普通株式の取引終値が一度でも250円以上となった場合にのみ、本新株予約権は行使できるが、他方で、本新株予約権の行使期間中に当社の普通株式の取引終値が一度でも70円を下回った場合には、本新株予約権が消滅し権利行使できない内容になっている。
使用人等への交付状況	当 社 役 員 及 び 使 用 人	新株予約権の数 4,380個 目的となる株式数 438,000株 交付者数 28人

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

	第 22 回 新 株 予 約 権
発行決議日	2025年1月30日
新株予約権の数	1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 100,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり545円
新株予約権の払込期日	2025年2月17日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり59,900円 (1株あたり599円)
権利行使期間	2025年5月12日から 2028年5月11日まで
行使の条件	本新株予約権の行使期間中に当社の普通株式の取引終値が一度でも899円以上となった場合にのみ、本新株予約権は行使できるが、他方で、本新株予約権の行使期間中に当社の普通株式の取引終値が一度でも200円を下回った場合には、本新株予約権が消滅し権利行使できない内容になっている。
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数を外部協力者1名に割り当てた

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

(2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長CEO	高 橋 由 彦	公認会計士 イブシロン・ホールディングス株式会社 代表取締役
取 締 役 レジリエンス事業部長	秋 田 真 人	株式会社シールエンジニアリング 代表取締役社長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	瀧 澤 文 基	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 田 庸 一	C S T法律事務所 パートナー弁護士 株式会社ビットポイントジャパン 社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	江 田 健 二	R A U L株式会社 代表取締役 デナジー株式会社 取締役 株式会社 J W A T W A V E 取締役 一般社団法人エネルギー情報センター 理事 一般社団法人サステナブルコミュニケーション協会 理事 一般社団法人つなぐ未来研究所 理事 一般社団法人環境エネルギー循環センター 理事
取 締 役 (監 査 等 委 員)	高 木 浩 二	奏和総合法律事務所 パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役 山田庸一氏、江田健二氏及び高木浩二氏は社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役 山田庸一氏、江田健二氏及び高木浩二氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 取締役 高橋由彦氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員である取締役 山田庸一氏及び高木浩二氏は弁護士であり、法務及びリスク管理に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員会の監査機能を強化するため、経営会議その他重要な会議等への出席による情報収集及び共有、並びに内部監査部門等との十分な連携を可能とすべく、瀧澤文基氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
2024年6月27日開催の第21期定時株主総会終結の時をもって、高山雄大氏は任期満了により退任しました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役である山田庸一氏、江田健二氏及び高木浩二氏と、それぞれ会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

3. 補償契約の内容の概要

当社は高橋由彦氏、秋田真人氏、瀧澤文基氏、山田庸一氏、江田健二氏及び高木浩二氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

(1) 被保険者の範囲

当社及び当社の全ての子会社の取締役、監査役

(2) 保険内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約は、(1)に規定する被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填するものです。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害等は補填対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

5. 取締役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 総 額
取 締 役（監査等委員を除く） （う ち 社 外 取 締 役）	1 名 （一名）	18百万円 （一百万円）
取 締 役（監 査 等 委 員） （う ち 社 外 取 締 役）	4 名 （3 名）	19百万円 （ 12百万円）
合 計	5 名	37百万円

- （注）1. 取締役の報酬等の総額には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の限度額は、2018年6月28日開催の第15期定時株主総会（当時の監査等委員である取締役を除く取締役は3名、社外取締役は1名）において、報酬額は年額1,000百万円以内（内、社外取締役分は200百万円以内。ただし、いずれも従業員分給与は含まれない。）と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬等の限度額は、2015年6月26日開催の第12期定時株主総会（当時の監査等委員である取締役は4名）において、報酬額は年額200百万円以内と決議いただいております。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

（1）取締役個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2024年11月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について、取締役会で選任された過半数が社外取締役で構成される任意の指名報酬委員会に諮問しております。

（2）取締役個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要

①固定報酬に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

取締役の報酬は、金銭による固定の基本報酬及び賞与のみとします。基本報酬は年額を12等分し毎月支給するものとし、賞与は原則として年1回一括支給します。基本報酬及び賞与は、各取締役の役位、職責等に応じて定めるものとし、経営環境等を勘案して適宜見直します。

②取締役の個人別の報酬等の内容の決定の方法

代表取締役が当社の業績等を踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、報酬案を策定します。その後、報酬額の妥当性と決定プロセスの透明性を確保するため、任意の指名報酬委員会における審議及び決議により決定いたします。同委員会は、代表取締役社長CEOである高橋由彦氏を委員長として、監査等委員である取締役の瀧澤文基氏、山田庸一氏、江田健二氏及び高木浩二氏の5名で構成されております。

(3) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

任意の指名報酬委員会が、取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容を決定方針との整合性を含め、総合的に検討を行っており、取締役会は、その審議内容を尊重して決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

7. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先
取締役(監査等委員)	山 田 庸 一	C S T法律事務所 パートナー弁護士 株式会社ビットポイントジャパン 社外監査役
取締役(監査等委員)	江 田 健 二	R A U L株式会社 代表取締役 デナジー株式会社 取締役 株式会社 J W A T W A V E 取締役 一般社団法人エネルギー情報センター 理事 一般社団法人サステナブルコミュニケーション協会 理事 一般社団法人つなぐ未来研究所 理事 一般社団法人環境エネルギー循環センター 理事
取締役(監査等委員)	高 木 浩 二	奏和総合法律事務所 パートナー弁護士

(注) 重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

氏 名	活 動 状 況
取締役(監査等委員) 山 田 庸 一	当事業年度開催の取締役会21回及び監査等委員会13回の全てに出席し、コンプライアンス全般に関する見識並びに弁護士としての専門的知見及び経験から必要な意見を適宜行っております。
取締役(監査等委員) 江 田 健 二	当事業年度開催の取締役会21回及び監査等委員会13回の全てに出席し、事業会社の経営及びエネルギー関連に関する豊富な知見と経験から、必要な意見を適宜行っております。
取締役(監査等委員) 高 木 浩 二	社外取締役就任後開催の取締役会16回及び監査等委員会10回の全てに出席し、コンプライアンス全般に関する見識並びに弁護士としての専門的知見及び経験から必要な意見を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数の外、会社法第370条及び定款第24条の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

HLB Meisei有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
公 認 会 計 士 法 第 2 条 第 1 項 の 業 務 に 係 る 報 酬 等 の 額	29百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	－百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬の見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の間を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社と会計監査人は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の再任の可否については、会計監査人の適格性、独立性及び職務の執行状況等に留意し、每期検討を行います。

その結果、不再任が妥当と判断した場合、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する株主総会議案の内容を決定いたします。

Ⅵ. 業務の適正を確保するための体制

当社は、企業活動の継続的かつ健全な発展によって企業価値の増大を図るため、次の内部統制システムの整備に関する基本方針を制定し、これを日常の指針として、継続的な内部統制システムの改善並びに適正な運営により、社会的使命を果たしてまいります。なお、当社は、2017年6月13日開催の取締役会の決議によって「内部統制システム整備の基本方針」を改定しております。

1. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、監査等委員会設置会社であり、社外取締役の経営参画により、業務執行に対する取締役会の監督機能を強化するとともに、意思決定プロセスの適正性・透明性の確保を図る。取締役会は、法令、定款、取締役会規程その他の社内規程に則り、重要事項を決定し取締役の職務執行を監督する。
- ②「倫理コンプライアンス規程」を定め、教育・啓発活動を通じて、法令等遵守が企業の存立及び事業活動の基盤であることを浸透・徹底を図る。
- ③取締役及び使用人全員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守し、取締役自らの率先垂範を通じて使用人への周知徹底を図る。
- ④「内部統制システム整備の基本方針」及び取締役会の指示に従い、リスク・コンプライアンス委員会においてコンプライアンスに関する重要な施策を審議・決定し、その活動状況を取締役会及び監査等委員会に対し報告する。
- ⑤取締役及び使用人の職務の執行は、監査等委員会の監査を受ける。
- ⑥内部通報システムを設け、法令違反、社内規程、重大な倫理・コンプライアンス違反があった場合には、その通報を受け、必要な調査を実施し、当該違反に対する対処並びに是正措置を講じる。
- ⑦内部監査室は、内部監査の結果及び改善課題を取締役社長及び監査等委員会に報告し、当該改善課題の対応状況を確認する。
- ⑧反社会的勢力の排除に関し、反社会的勢力とは断固として関係を持たないことを基本とし、弁護士や警察等との連携を図り、組織的に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務執行に係る文書及び情報については、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で保存・管理する。
- ②取締役又は監査等委員である取締役が常時閲覧できるような状態で保管・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①取締役会はリスク管理規程に則り、リスクの発生防止及び損失の最小化に努めることとし、リスク・コンプライアンス委員会においてリスク評価を行い適切な施策を決定するとともに施策の有効性評価を行う。

- ②各部門の所管業務に付随する個別リスクについては、社内規程に明確にされた職務分掌及び権限に基づいて、それぞれの部門において責任をもって第一義的に管理し対応する。
 - ③新たに生じたリスクに対しては、取締役会及びリスク・コンプライアンス委員会においてリスク評価を行い速やかに適切な施策を実施する。
 - ④内部監査室は、監査により損失の危険が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれらがもたらす損失の程度等について、直ちに取締役社長に報告するとともに関連する担当部門に連絡し、迅速な連携を図り、その対応について速やかに対処する。また、取締役社長及び監査等委員会に対し、改善課題の対応状況を報告する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
- ①取締役会は原則月1回開催し、経営に関する重要事項に関する審議・決議及び取締役の業務執行状況の監督等を行うほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - ②職務決裁権限規程に基づき、迅速かつ効率的な意思決定を図る。
 - ③取締役会において取締役会において年度予算の策定を行うとともに、月次で進捗状況の管理を行い職務執行にフィードバックする。
 - ④情報伝達や業務においてITを有効かつ適切に利用することにより、職務執行の効率化を図る。
- (5) 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①当社及び子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」といいます。）の業務の適正を確保するために、また、グループ間取引の適正の確保を図るため、関係会社管理規程に基づき、当社グループに関する業務の全般を管理し、監視体制及び報告体制を確保する。
 - ②子会社の取締役の職務執行が効率的に行われるよう、関係会社管理規程において協議すべき事項及び報告すべき事項を明確化するとともに、具体的な業務執行については子会社の自主性を尊重する。子会社の取締役は、当社の役員連絡会、取締役会及びその他のレポーティングルートを通じて、自社の営業成績、財務状況その他の重要な情報等について、当社に対し定期的な報告を行う。
 - ③当社グループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行う。また、当社グループ各社に共通する間接部門の業務についてはできるだけ共有化を図り、グループ全体で効率的な経営に努める。
 - ④監査等委員会及び内部監査室は、子会社を定期的な監査の対象とし、子会社の取締役の業務執行の状況、財務報告に係る内部統制の整備・運用の状況の評価等を行う。

- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員会による円滑な職務遂行ができるように必要なスキルその他について意見を聴取したうえで人選し、監査等委員会の同意を得て任命する。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
 - ②監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人は、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行するものとする。また、当該使用人に関する人事異動、考課、懲戒処分等は監査等委員会の同意のもとに行う。
- (7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制、当該報告者が報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ①当社グループの取締役、監査役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事項若しくは法令又は定款に違反する事項が発生し又は発生するおそれがあるときは、その内容につき速やかに監査等委員会に報告する。
 - ②内部監査室は、監査等委員会に対して、監査の結果及び改善状況並びに財務報告に係る内部統制の評価の状況等を報告する。
 - ③監査等委員会から求めがあった場合には、当社グループの取締役、監査役及び使用人は業務執行状況に関する報告をする。
 - ④監査等委員会は、内部通報制度の運用状況及び事案の内容について定期的に報告を受け、適宜指示・助言等を行う。
 - ⑤監査等委員会に直接間接を問わず報告・通報又は説明を行った者に対して、当該報告・通報又は説明を行ったことを理由として、人事上その他一切の点で不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を社内に周知徹底する。
- (8) 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ①監査等委員会は、監査等委員である取締役の職務執行上必要と認められる費用について予算計上するように努める。
 - ②会社は、監査等委員である取締役の職務執行上の費用に関する前払等の請求があるときは当該請求が適正でない場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。また、会社は、緊急又は臨時に支出した費用については、当該支出が適正でない場合を除き、事後の償還請求に応じる。
 - ③監査等委員会は、その職務の執行に必要と認められるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部専門家を任用することができる。その費用については会社に請求することができる。

- ④監査等委員である取締役は、費用の支出に当たってはその適正性及び効率性に留意するものとする。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①会社は、監査等委員会が決定した監査基準及び監査実施計画を尊重し、円滑な監査の実施及び監査環境の整備に協力する。
- ②代表取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く）、子会社取締役、主要部長とともに、監査等委員会との間で定期的な情報及び意見の交換を行う。
- ③監査等委員会は、会計監査人、子会社監査役及び内部監査室と、当社グループの監査に關して定期的に意見及び情報の交換を行うなどして緊密な連携を図る。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、内部統制システムを構築し維持する。また、当該システムが適正かつ有効に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及び関連法令の要求に対する適合性を確保する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記の方針に基づき、内部統制システムの整備と適切な運用に努めております。当事業年度における具体的な運用状況のうち、内部統制上重要と考える主な取り組みは以下のとおりであります。

（監査等委員会による監査等及び社外取締役による監督）

原則として月1回開催される監査等委員会において、管理部門及び内部監査室から、当社のリスク管理体制等に関する事項や内部監査上の課題について報告を受けるとともに、監査等委員である取締役の間で、業務の執行状況の監査・監督に関して情報及び意見の交換を行っております。

監査等委員である取締役は、取締役会に出席し、業務執行取締役等から業務の執行状況の報告を受け、決議事項の審議に際して積極的に質疑や意見を述べ、意思決定の過程や内容について監督を行っております。また、原則として月1回開催される役員連絡会において、代表取締役、取締役（監査等委員である取締役を除く）、主要管理職及び子会社社長に出席を求め、当社の経営・事業に関する情報及び意見の交換を行い、密度の濃い監査等を実施できる体制を実現しております。

監査等委員である取締役は、会計監査人との間で、監査の独立性と適正性を監視しながら、会計監査人による監査計画、会計監査結果報告を受領し、適宜、情報及び意見の交換を行っております。

また、その過半数が社外取締役で構成される任意の指名報酬委員会を取締役会の諮問機関として設置しております。当事業年度は、合計3回開催し、取締役候補者の選定、代表取締役・役付取締役の選定、取締役のスキルマトリックスを含む取締役会の構成に関する事項、並びに取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針及び報酬等の内容等、役員等の人事及び報酬に関する事項について審議いたしました。

(コンプライアンス)

新規事業の取り組み等に際しては、取締役会、役員連絡会等において、事業リスクのほか、法的リスクへの対応を含めたコンプライアンスについて討議を行い、関連部署に対しかかるべき指示を行い、その対応状況について報告させております。

コンプライアンスの重要性につき、役員及び使用人に対し周知徹底し、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図っております。

(リスク管理)

取締役会はリスク管理規定に則り、リスクの発生防止及び損失の最小化に努めることとし、リスク・コンプライアンス委員会においてリスク評価を行い適切な施策を決定するとともに施策の有効性評価を行っております。各部門の所管業務に付随する個別リスクについては、社内規定に明確にされた職務分掌及び権限に基づいて、それぞれの部門において責任をもって一義的に管理し対応しております。新たに生じたリスクへの対応に対しては、取締役会及びリスク・コンプライアンス委員会においてリスク評価を行い、速やかに適切な施策を実施しております。

VII. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、「事業の成長・拡大及び経営効率・収益性の向上により企業価値を高めつつ、財務基盤の健全性の確保、資本効率の向上、株主還元の強化をバランスよく追求することを基本的な方針とし、資本政策に取り組む」こととしており、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置付けております。

当社は、引き続き金融投資事業を中心とする既存事業への投資や、新たな事業機会が創出される分野への投資を積極的に行うなど当社グループの更なる収益規模拡大に向けた機動的戦略の実行を図る方針であることから、2025年3月31日を基準日とする配当につきましては、無配とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	18,657	流 動 負 債	2,519
現 金 及 び 預 金	5,103	買 掛 金	1,233
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	3,766	未 払 金	322
商 品	146	預 り 金	223
製 品	0	短 期 借 入 金	200
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2	1年内返済予定の長期借入金	8
仕 掛 品	0	未 払 法 人 税 等	61
未 収 法 人 税 等	7	そ の 他	470
営 業 投 資 有 価 証 券	415	固 定 負 債	111
自 己 保 有 暗 号 資 産	8,674	長 期 借 入 金	111
そ の 他	642		
貸 倒 引 当 金	△103		
固 定 資 産	1,886		
有 形 固 定 資 産	487		
建 物 及 び 構 築 物	192		
減 価 償 却 累 計 額	△41		
建物及び構築物(純額)	151		
機 械 及 び 装 置	229		
減 価 償 却 累 計 額	△2		
機械及び装置(純額)	226		
車両運搬具及び工具器具備品	105		
減 価 償 却 累 計 額	△74		
車両運搬具及び工具器具備品(純額)	30		
土 地	78		
無 形 固 定 資 産	88		
ソ フ ト ウ ェ ア	83		
ソフトウェア仮勘定	5		
投 資 そ の 他 の 資 産	1,310		
投 資 有 価 証 券	350		
敷 金 及 び 保 証 金	935		
固 定 化 債 権	93		
繰 延 税 金 資 産	9		
そ の 他	14		
貸 倒 引 当 金	△93		
資 産 合 計	20,543		
		負 債 合 計	2,631
		(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	17,906
		資 本 本 金	279
		資 本 剰 余 金	10,932
		利 益 剰 余 金	7,868
		自 己 株 式	△1,173
		新 株 予 約 権	4
		純 資 産 合 計	17,911
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	20,543

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高 売上原価 売上総利益 販売費及び一般管理費 営業外損益 受取当金戻入益 貸倒引当金回収益 違約事業組合運用益 投資事業資産評価益 暗号資産の その他 営業外費用 支払予約権発行 新株予約権交付 その他 経常損益 特別利益 新株予約権戻入 資産除去債務履行 税金等調整前当期純損 法人税、住民税及び事業 法人税等調整額 当期純損 親会社株主に帰属する当期純損失			21,129
			19,194
			1,934
			3,146
			1,211
		5	
		1	
		11	
		11	
		638	
		9	678
		3	
		2	
		1	
		0	8
			541
		0	
		3	3
			538
		45	
		9	55
			593
			593

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	10	10,662	8,462	△1,173	17,962
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (新 株 予 約 権 の 行 使)	269	269			538
親会社株主に帰属する当期純損失			△593		△593
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	269	269	△593	－	△55
当 期 末 残 高	279	10,932	7,868	△1,173	17,906

(単位：百万円)

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	7	17,969
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行 (新 株 予 約 権 の 行 使)		538
親会社株主に帰属する当期純損失		△593
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2	△2
当 期 変 動 額 合 計	△2	△57
当 期 末 残 高	4	17,911

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項
連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称
連結子会社の数 4 社
主要な連結子会社の名称 イプシロン・ホールディングス株式会社
株式会社シールエンジニアリング
株式会社ゼロメディカル
2. 持分法の適用に関する事項
(1)持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 0 社
(2)持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況
該当事項はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
当連結会計年度において連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計方針に関する事項
(1)重要な資産の評価基準及び評価方法
①有価証券
その他有価証券
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法によっております。
②デリバティブ
時価法を採用しております。
③棚卸資産
通常の販売目的で保有する棚卸資産
ア. 商品
・レジリエンス事業
主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。
・メディカル事業
主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。
イ. 仕掛品
・メディカル事業
主として個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

④暗号資産

活発な市場が存在するもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は当期の損益として処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2)暗号資産に係る会計処理の方法

①暗号資産の期末評価

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

②暗号資産の取引に係る損益

暗号資産の取引に係る損益（評価損益を含む）は、連結損益計算書売上高に表示しております。

(3)重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を含む）及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

ア. 建物	3～22年
イ. 車両運搬具	2～3年
ウ. 工具器具備品	2～10年
エ. 機械及び装置	17年

②無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(4)重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5)収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・エネルギー事業

エネルギー事業においては、主に顧客の電力消費に対応する電力供給を行うサービスを提供しております。契約期間にわたり顧客に電力供給を行うにつれて履行義務が充足されることから、経過時点における役務提供に応じて収益を認識しております。具体的には、検針による確定した電力供給量により履行義務の充足を認識するとともに、検針日から決算日までの期間は過去の平均的な電力供給量に基づく電力料金をもとに見積りを行って履行義務の充足を認識しております。

・レジリエンス事業

(1)商品・製品販売

主に需要に沿ったエネルギー関連商材及び感染症対策商材等の販売を行うものであり、顧客に商品・製品を引き渡す履行義務を負っております。当社が引き渡した商品・製品を顧客が検収した時点で当該商品・製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(2)省エネコンサルティング

主に行政機関が行っている補助金制度等の申請に係る支援業務を行うものであり、当該支援業務を行う履行義務を負っております。当該履行義務の充足は、補助金等の交付決定があった日の一時点で認識しております。これは、支援を実施した申請に対して補助金等の交付決定がなされたことをもって履行義務が完了したものである内容の契約を顧客と締結しているからであり、申請の完了で履行義務が充足されるものではなく、一定期間にわたり履行義務が充足されるものでもないためです。

・メディカル事業

メディカル事業では主に歯科・医科の医療機関向けに対する営業支援を目的としたソフトウェアのライセンス販売、HPの制作等を行っております。

ソフトウェアのライセンス販売に係る収益は、顧客との販売契約等に基づいてソフトウェアの使用権を許諾する履行義務を負っております。

ソフトウェアのライセンス販売については、使用権の性質を有するライセンスの供与であるため、ライセンスが顧客に供与される時点において収益を認識しております。

HPの制作等は、顧客との契約における義務を履行することにより資産価値が増加し、当該資産の価値が増加するにつれて、顧客が当該資産を支配することになるため、その進捗度に応じて収益を認識しております。ただし、期間がごく短いものについては、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

・金融投資事業

金融投資事業においては、暗号資産投資、株式投資等を行っております。

(1)暗号資産投資

主に暗号資産の運用を行っております。自己保有暗号資産につきましては、期末時点の残高に対して時価と帳簿価額の差額を収益に計上しております。また、法定通貨との交換（譲渡）を行った場合には、注文が約定した時点で収益を認識することとしております。

(2)株式投資

暗号資産関連銘柄として投資事業組合等に投資を行っております。これら投資事業組合等から配当金収入があり、配当金を受領した時点で収益を認識しております。

投資事業組合等への投資は満期保有の予定であり、満期に伴う分配が生じた場合には、取得原価との差額を分配金の受領時に収益に認識いたします。

また、これら取引に関連する費用につきましては、発生時に費用として認識しております。

(6)その他連結計算書類の作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

ア．株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

イ．新株予約権発行費

支出時に全額費用処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 棚卸資産の評価

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

		当連結会計年度
商	品	146百万円
製	品	0百万円
原 材 料 及 び 貯 蔵 品		2百万円
棚卸資産評価損（売上原価）		0 百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

収益性の低下の事実を反映するように、品目ごとに過去の販売実績及び使用期限をもとに将来の販売見込数量を見積もり、当該見込み数量を上回る棚卸資産について、簿価の切下げの対象とすべき滞留在庫としております。

棚卸資産の将来の販売見込数量の見積りは、景気動向や顧客ニーズの変化等の外部環境の変動によって影響を受ける可能性があり、販売見込数量の見積りが想定を下回った場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. のれんの評価

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

該当事項はありません。

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

該当事項はありません。

3. 事業の検針日から決算日までの未検針期間の収益の見積り計上

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等） 4. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準に記載した内容と同一であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

当社は、2024年11月14日付で金融投資事業を開始いたしました。それに伴い、「投資その他の資産」の「その他」415百万円を、同事業において投資運用することに保有目的を変更したため、当連結会計年度より「流動資産」の「営業投資有価証券」415百万円に振り替えております。

(連結貸借対照表に関する注記)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 連結会計年度末日における発行済株式の総数

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普 通 株 式	122,727,800株	2,623,000株	一株	125,350,800株

(注) 増加株式数は、新株予約権行使による増加2,623,000株であります。

2. 自己株式に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普 通 株 式	2,435,000株	一株	一株	2,435,000株

3. 新株予約権等に関する事項

	目的となる 株式の種類	目 的 と な る 株 式 の 数 (株)			
		当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末
第 14 回 新 株 予 約 権	普通株式	50,000	－	50,000	－
第 17 回 新 株 予 約 権	普通株式	60,000	－	－	60,000
第 19 回 新 株 予 約 権	普通株式	1,478,000	－	420,000	1,058,000
第 20 回 新 株 予 約 権	普通株式	1,440,000	－	1,141,000	299,000
第 21 回 新 株 予 約 権	普通株式	－	1,500,000	1,062,000	438,000
第 22 回 新 株 予 約 権	普通株式	－	100,000	－	100,000
合 計		3,028,000	1,600,000	2,673,000	1,955,000

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については元本の安全性を第一とし、流動性、収益性、リスク分散を考慮した運用を行うものとしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権等は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務等は、ほとんどが翌月現金及び預金にて支払っております。自己保有暗号資産は市場価格の変動リスクに晒されております。敷金及び保証金は、当社事務所等に関するもののほか、電力小売事業に関する取引保証金となっており、これらは相手先の信用リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

稟議規程等に従い、営業債権等については管理部門が定期的にモニタリングを行い、相手先毎に残高を把握し管理を行っており、財政状況等の悪化等による回収懸念の早期把握に努めリスクの軽減を図っております。

②流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

適時に資金繰り計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

③市場リスク(市場価格の変動に係るリスク)の管理

適時に時価を把握することにより管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。ただし、重要性が乏しいものは省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
自己保有暗号資産	8,674	8,674	－
敷金及び保証金	935	933	△2
資 産 計	9,610	9,608	△2
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	120	111	△8
負 債 計	120	111	△8

(※1)「現金及び預金」「売掛金」「短期借入金」「買掛金」「未払金」「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない金融商品は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式	350
出資金	14

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の基礎となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
自己保有暗号資産	8,674	－	－	8,674
資産計	8,674	－	－	8,674

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	933	－	933
資産計	－	933	－	933
長期借入金 （1年内返済予定の長期借入金を含む）	－	111	－	111
負債計	－	111	－	111

暗号資産

自己保有暗号資産は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の取引を行った場合に想定される金利をベースとした割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。(単位：百万円)

	エネルギー 事業	レジリエンス 事業	メディカル 事業	金融投資 事業	その他事業	計
一時点で移転される財	1	1,370	749	－	－	2,121
一定の期間にわたり移転される財	20,646	－	395	－	－	21,042
顧客との契約から生じる収益	20,647	1,370	1,144	－	－	23,163
その他の収益	16	－	－	△2,049	－	△2,033
外部顧客への売上高	20,663	1,370	1,144	△2,049	－	21,129

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)「4.会計方針に関する事項(5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	145円68銭
1株当たり当期純損失	4円92銭

(暗号資産に関する注記)

(1) 暗号資産の連結貸借対照表計上額

	連結貸借対照表計上額
保有する暗号資産（委託者から預かっている暗号資産を除く）	8,674百万円
合計	8,674百万円

(2) 保有する暗号資産の種類ごとの保有数量及び連結貸借対照表計上額

活発な市場が存在する暗号資産

種類	保有数量（単位）	連結貸借対照表計上額
ビットコイン	BTC	7,689百万円
イーサリアム	ETH	246百万円
ソラナ	SOL	262百万円
リップル	XRP	374百万円
ドージコイン	DOGE	69百万円
ディープコイン	DEP	31百万円

(重要な後発事象に関する注記)

(第23回新株予約権の発行)

当社は、2025年4月10日開催の当社取締役会において、会社法第238条第1項及び第2項並びに第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員並びに当社の子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

第23回新株予約権

決議年月日	2025年4月10日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社従業員 23 当社子会社取締役 1 当社子会社従業員 1
新株予約権の数（個）※	15,650
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	—
新株予約権の目的となる株式の種類※	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）※	1,565,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	331（注）1
新株予約権の行使期間※	自 2025年8月1日 至 2028年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 334.14 資本組入額 167.07
新株予約権の行使の条件※	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項※	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4

※ 新株予約権の発行決議時（2025年4月10日）における内容を記載しております。

(注) 1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は331円とする。

但し、行使価額は以下の定めにより調整を受けることがある。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

2.新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員（以下「権利行使資格」という。）にある場合に限り、本新株予約権を行使することができる。但し、当社又は当社の子会社の取締役が任期満了により退任した場合、当社又は当社の子会社の従業員が定年により退職した場合、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員が当社の子会社の監査役に就任することにより取締役を退任し又は退職した場合、その他当社が認める正当な事由により当社又は当社の子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合は、この限りではない。
- ② 上記①の規定に係わらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- ③ 本新株予約権者は、以下（i）から（vi）に掲げる事由の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
 - （i）本新株予約権者が当社又は当社子会社の従業員である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
 - （ii）本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
 - （iii）本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続きを経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合
 - （iv）本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続きを経ず、会社法第356条第1項第2号又は第3号に規定する利益相反取引を行った場合
 - （v）禁錮以上の刑に処せられた場合
 - （vi）当社又は当社子会社の社会的信用を害する行為、その他当社又は当社子会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合
- ④ 本新株予約権者は、本新株予約権の行使期間中に、東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が一度でも662円以上となった場合にのみ、本新株予約権を行使できるものとする。
- ⑤ 本新株予約権者は、本新株予約権の行使期間中に、東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が一度でも200円を下回った場合には、本新株予約権は消滅するものとする。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により、株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により、株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 組織再編行為等の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、「組織再編行為等」という。）をする場合において、組織再編行為等の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社成立の日をいう。以下同じ。）において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為等の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に記載の株式の数に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に準じて決定する。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得条項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額に準じて決定する。

⑩ 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

本「組織再編行為等の際の本新株予約権の取扱い」に準じて決定する。

⑪ 新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取り決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(連結子会社の異動)

当社は、2025年4月25日開催の当社取締役会において、当社の連結子会社（完全子会社）である株式会社ゼロメディカルの全株式を、株式会社ユカリアに譲渡することを決議し、株式譲渡日を2025年5月30日とした株式譲渡契約を締結いたしました。

(第三者割当による第 24 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び 新株予約権の買取契約の締結)

当社は、2025年5月19日（以下「発行決議日」といいます。）開催の取締役会において、EVO FUND（ケイマン諸島、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）（以下「割当予定先」又は「EVO FUND」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による第 24 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件として本新株予約権の買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を割当予定先との間で締結することを決議しました。

1. 募集の目的及び理由

資産価値の中長期的な保全の観点からも本資金調達によって保有暗号資産を積み上げるとともに、暗号資産と密接に関係する Web3.0 を新たな事業機会ととらえ、Web3.0 関連事業に積極的に投資を行うとの判断から、本資金調達を実施することを決定いたしました。

2. 募集の概要

(1) 割当日	2025年6月4日
(2) 発行新株予約権数	125,000個（新株予約権 1 個につき普通株式100株）
(3) 発行価額	総額3,625,000円（新株予約権 1 個当たり29円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	12,500,000株（新株予約権 1 個につき100株） 上限行使価額はあり ません。 下限行使価額は215円としますが、下限行使価額においても、潜在 株式数は12,500,000株であります。
(5) 調達資金の額	5,602,125,000円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は450円とします。 本新株予約権の行使価額は、割当日の2取引日（株式会社東京証券 取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われ る日をいいます。以下同じ。）後に初回の修正がされ、以後3取引 日が経過する毎に修正されます。本項に基づき行使価額が修正され る場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日（当日を含み ます。）から起算して3取引日目の日の翌取引日（以下「修正日」 といいます。）に当該修正日の前取引日（但し、終値が存在しない 日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取 引の終値の100%に相当する金額（以下「修正後行使価額」とい います。）に修正されます。但し、かかる算出の結果、修正後行使価 額が下限行使価額である215円を下回る場合には、修正後行使価額 は下限行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割 り当てます。
(8) 権利行使期間	2025年6月5日から2026年6月5日までとします。
(9) その他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届 出書による届出の効力発生後に、割当予定先が本新株予約権を譲渡 する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する本 買取契約を締結します。

（注）調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。加えて、上記調達資金の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	18,142	流動負債	2,411
現金及び預金	3,955	買掛金	1,182
売掛金	3,289	未払金	367
契約資産	476	未払費用	183
商品	142	未払法人税等	60
製品	0	未払消費税等	186
原材料及び貯蔵品	2	預り金	220
前払費用	91	短期借入金	200
未収法人税等	7	その他	10
立替金	4		
短期貸付金	781		
営業投資有価証券	415		
自己保有暗号資産	8,643		
その他の他	549		
貸倒引当金	△216		
固定資産	1,991		
有形固定資産	370		
建物	103		
機械及び装置	226		
工具器具備品	28		
土地	11		
無形固定資産	88		
ソフトウェア	83		
ソフトウェア仮勘定	5		
投資その他の資産	1,532		
投資有価証券	350		
関係会社株式	240		
出資金	13		
敷金及び保証金	927		
固定化債権	93		
その他の他	0		
貸倒引当金	△93		
資産合計	20,133		
		負債合計	2,411
		(純資産の部)	
		株主資本	17,717
		資本金	279
		資本剰余金	10,932
		資本準備金	279
		その他資本剰余金	10,652
		利益剰余金	7,679
		利益準備金	23
		その他利益剰余金	7,655
		繰越利益剰余金	7,655
		自己株式	△1,173
		新株予約権	4
		純資産合計	17,722
		負債・純資産合計	20,133

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		19,943
売上原価		18,999
売上総利益		944
販売費及び一般管理費		2,196
営業損失		1,252
営業外収益		
受取利息	14	
受取配当金	1,408	
雑収入	19	
投資事業組合運用益	11	
暗号資産評価益	675	2,130
営業外費用		
支払利息	6	
株式発行費	1	
新株予約権発行費	2	
雑損失	0	11
経常利益		867
特別利益		
新株予約権戻入益	0	0
税引前当期純利益		867
法人税、住民税及び事業税	51	51
当期純利益		816

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	10	10	10,652	10,662	23	6,839	6,862
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	269	269		269			
当 期 純 利 益						816	816
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	269	269	－	269	－	816	816
当 期 末 残 高	279	279	10,652	10,932	23	7,655	7,679

(単位：百万円)

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	△1,173	16,362	7	16,370
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)		538		538
当 期 純 利 益		816		816
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△2	△2
当 期 変 動 額 合 計	－	1,355	△2	1,352
当 期 末 残 高	△1,173	17,717	4	17,722

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

関係会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2)デリバティブ

時価法を採用しております。

(3)棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

・レジリエンス事業

主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(4)暗号資産

活発な市場が存在するもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は当期の損益として処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備含む）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

①建物 3年～15年

②工具器具備品 2年～10年

③機械及び装置 17年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・エネルギー事業

エネルギー事業においては、主に顧客の電力消費に対応する電力供給を行うサービスを提供しております。契約期間にわたり顧客に電力供給を行うにつれて履行義務が充足されることから、経過時点における役務提供に応じて収益を認識しております。具体的には、検針による確定した電力供給量により履行義務の充足を認識するとともに、検針日から決算日までの期間は過去の平均的な電力供給量に基づく電力料金をもとに見積りを行って履行義務の充足を認識しております。

・レジリエンス事業

(1)商品・製品販売

主に需要に沿った省エネ商材及び除菌商材の販売を行うものであり、顧客に商品を引き渡す履行義務を負っております。当社が引き渡した商品・製品を顧客が検収した時点で当該商品・製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(2)省エネコンサルティング

主に行政機関が行っている補助金制度等の申請業務を行うものであり、当該申請を行う履行義務を負っております。当該履行義務は、補助金等の交付決定があった日の一時点で認識しております。これは、履行義務が行政機関が行っている補助金制度等の申請を行うものでありますが、一定期間にわたり充足される履行義務の要件を満たさないためであります。

・金融投資事業

金融投資事業においては、暗号資産投資、株式投資等を行っております。

(1)暗号資産投資

主に暗号資産の運用を行っております。自己保有暗号資産につきましては、期末時点の残高に対して時価と帳簿価額の差額を収益に計上しております。また、法定通貨との交換（譲渡）を行った場合には、注文が約定した時点で収益を認識することとしております。

(2)株式投資

暗号資産関連銘柄として投資事業組合等に投資を行っております。これら投資事業組合等から配当金収入があり、配当金を受領した時点で収益を認識しております。

投資事業組合等への投資は満期保有の予定であり、満期に伴う分配が生じた場合には、取得原価との差額を分配金の受領時に収益に認識いたします。

また、これら取引に関連する費用につきましては、発生時に費用として認識しております。

5. 繰延資産の処理方法

(1)株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(2)新株予約権発行費

支出時に全額費用処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 棚卸資産の評価

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
商品	142百万円
製品	0百万円
原材料及び貯蔵品	2百万円
棚卸資産評価損（売上原価）	0百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表（会計上の見積りに関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 関係会社株式の評価

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
関係会社株式	240百万円
関係会社株式評価損	－百万円

上記の内、ゼロメディカルの金額

	当事業年度
関係会社株式	30百万円
関係会社株式評価損	－百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、市場価格のない関係会社株式等については、当該関係会社等の財政状況の悪化により実質価格が著しく低下した時には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、関係会社株式等について評価損を認識しております。

3. 事業の検針日から決算日までの未検針期間の収益の見積り計上

（重要な会計方針に係る事項に関する注記） 4. 収益及び費用の計上基準に記載した内容と同一であります。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

当社は、2024年11月14日付で金融投資事業を開始いたしました。それに伴い、「投資その他の資産」の「その他」415百万円を、同事業において投資運用することに保有目的を変更したため、当連結会計年度より「流動資産」の「営業投資有価証券」415百万円に振り替えております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	88百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	906百万円
短期金銭債務	56百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引	23百万円
営業取引以外の取引	15百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首	当 事 業 年 度 増 加	当 事 業 年 度 減 少	当 事 業 年 度 末
普通株式	2,435,000株	－株	－株	2,435,000株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	1,783百万円
未払事業税	15百万円
棚卸資産	69百万円
貸倒引当金	95百万円
投資有価証券評価損	112百万円
関係会社株式評価損	209百万円
その他	49百万円
小計	2,335百万円
評価性引当額	△2,335百万円
繰延税金資産合計	－百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社

種類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合	事 業 の 内 容	関 連 当 事 者 と の 関 係	
子会社	イプシロン・ホールディングス(株)	(所有) 直接100%	そ の 他 事 業	役員の兼務等 事業上の関係	1 人 資 金 の 援 助
子会社	(株)シールエンジニアリング	(所有) 直接100%	レジリエンス事業	役員の兼務等 事業上の関係	1 人 資 金 の 援 助
子会社	(株) ゼ ロ メ デ ィ カ ル	(所有) 直接100%	メディカル事業	役員の兼務等 事業上の関係	一 人 資 金 の 援 助

属性	会 社 等 の 名 称	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
子会社	イプシロン・ホールディングス(株)	資 金 の 借 入 (注1)	1,500	—	—
		資 金 の 返 済	1,500		
		配 当 金 の 受 取 (注2)	1,408	—	—
子会社	(株)シールエンジニアリング	連結子会社への出資	200	関係会社株式	200
子会社	(株) ゼ ロ メ デ ィ カ ル	資 金 の 貸 付 (注3)	700	短期貸付金	700
		受 取 利 息	8		

(注1) イプシロン・ホールディングス(株)からの資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 配当金の受取については、子会社の利益剰余金及び保有現金等の状況を勘案し、両者協議の上、子会社の株主総会にて決定された金額によっております。

(注3) (株)ゼロメディカルへの資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定して、極度額1,000百万円で随時貸付、返済することとしております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、連結注記表（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	144円14銭
1 株当たり当期純利益	6円77銭

(重要な後発事象に関する注記)

連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社リミックスポイント
取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人

東京都台東区 指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武 田 剛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉 田 隆 伸

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リミックスポイントの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リミックスポイント及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社リミックスポイント
取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人

東京都台東区				
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武	田	剛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉	田	隆 伸

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リミックスポイントの2024年4月1日から2025年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下、「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第22期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人HLB Meisei有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人HLB Meisei有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

株式会社リミックスポイント 監査等委員会

監査等委員	瀧澤 文基	㊞
監査等委員	山田 庸一	㊞
監査等委員	江田 健二	㊞
監査等委員	高木 浩二	㊞

以 上

(注) 監査等委員 山田庸一、江田健二及び高木浩二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9F
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンターRoom H



交通ご案内

- 東京メトロ南北線「六本木一丁目駅」西改札直結
- 東京メトロ日比谷線・都営大江戸線「六本木駅」5番出口より徒歩6分
- 東京メトロ南北線・銀座線「溜池山王駅」13番出口より徒歩8分
- 東京メトロ日比谷線「神谷町駅」4b出口より徒歩10分



見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサルデ
ザインフォントを採用
しています。